

令和3年度（令和3年5月～令和4年3月）

## 保土ヶ谷区認可保育施設・事業入所申請について

### 1 申請にあたって

- 対象者は、保土ヶ谷区民の方です（それ以外の方は、お住まいの区の区役所又は自治体でお手続きください）。
- 希望の施設・事業をあらかじめご見学のうえ、通園可能か確認してください。
- 入所日は、入所希望月の1日です（原則として、入所日を遅らせることはできません）。
- 令和4年1月、2月及び3月の入所は、令和4年4月入所の利用調整を先に行う関係で、空きがある場合も利用調整が行われないことがあります。4月以降も引き続き入所を希望する場合には、別途、令和4年4月入所の申請も必要となります。
- 転園の申請で転園が成立した場合、辞退をしても現在の園は退園していただきます。そのため、転園希望がなくなった場合は、必ず申請の取下げの手続きをしてください。
- 申請は、原則郵送です。  
なお、以下に該当する方は、区役所へ電話でお問い合わせください（郵送不可）。

障害のある又は配慮が必要なお子様の保育所等への入所申請	至急、お住まいの区の区役所へご相談ください。
区内にお住まいで市外の保育所等への入所申請	希望する自治体の締切日1週間前までに申請が必要です。
市外にお住まいで区内の保育所等への入所申請（転入予定含む）	入所希望月の前月10日（土日祝日に当たる場合は、前開庁日）までに、現在お住まいの自治体から、保土ヶ谷区役所へ届くよう手続きが必要です（自治体によって手続きが異なる場合があります）。

### <保育所等に関するお問合せ先>

- ◇保土ヶ谷福祉保健センター こども家庭支援課（区役所本館3階34番）  
平日の午前8時45分から午後5時15分まで ※土曜開庁時は対応していません。  
電話：045-334-6397（窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時までです）

### 2 申請期限・提出先

- (1) 申請期限（申請期限を過ぎて届いた書類は、入所希望月の翌月以降の対象となります）

#### 入所希望月の前月10日（土日祝日にあたる場合は、前開庁日）

- ・締切日必着です（当日消印有効ではありませんので、ご注意ください）。
- ・私製の封筒で構いません。区役所から受付をした旨のお知らせは行いませんので、ご心配な方は簡易書留などの方法をご検討ください。
- ・申請順や入所待ちの実績は、利用調整に一切関係ありません。
- ・土曜開庁日は、保育所入所関連業務はお取り扱いしていません。

- (2) 提出先（郵送代は申請者の負担になります）

〒240-0001

横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

保土ヶ谷区こども家庭支援課 保育担当 宛

※窓口でも受け付けておりますが、長時間お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください（郵送と同じ書類をご用意のうえ、なるべく公共交通機関を利用してお越しください）。

場所：区役所本館3階34番窓口（午前8時45分から午後5時まで） 駐車場は、1時間無料。

### 3 入所可否について

入所希望月の前月下旬に選考を行い、利用が内定した方にはお電話にてご連絡します。保育所等の利用が決定した場合には、「施設・事業利用調整結果通知書」を送付します。

利用が決まらなかった場合には、「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」を送付します。この通知は、申請を受けた後の最初の利用調整のとき及び希望園を追加したときのみ発行します。以降は、保留の状態が継続し、毎月の利用調整の対象となります。

※令和4年4月以降の利用調整については、別途申請が必要です。

※保留の状態で入所の希望がなくなった場合は、申請の取下げの手続きをしてください。

### 4 申請に必要な書類について

「令和3年度 横浜市保育所等利用案内」P15「9 申請に必要な書類」以降を必ずお読みいただき、次の書類を全てご用意ください。

- (1) 給付認定申請書 ①
- (2) 利用申請書（保育所等用）②
- (3) マイナンバー記入用紙 ③、マイナンバー本人確認書類
- (4) 保育を必要とすることを証明する書類 ※きょうだい分は、コピー可。
  - ①就労が事由の場合：「**就労（予定）証明書**」（被雇用者・自営業者いずれも）
    - ・ 就労（予定）証明書の裏面、記入要領を**必ず**お読みください。
    - ・ 会社の印、証明日の日付、就労日数・時間の記載漏れにご注意ください。
  - ②就労以外が事由の場合

出産の準備や出産後の休養が必要なとき	母子健康手帳の写し（表紙と分娩（出産）予定日の確認できるページ）
保護者が病気・けがのとき	診断書（保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの）
保護者に障害があるとき	障害者手帳等の写し（手帳番号・本人欄・障害名が確認できる部分のコピー）
保護者が病人や要介護者を介護しているとき	・ 病人の診断書、または要介護状態がわかるもの ・ タイムスケジュール
保護者が通所（通学）の付き添いをして いるとき	・ 通所（通学）証明書 ・ タイムスケジュール
保護者が学校に通っているとき	・ 在学証明書 ・ 時間割のわかる資料

- (5) その他状況により必要な書類（該当する方のみ）

#### ①「住民税課税（非課税）証明書」

◇令和3年4月～8月入所の申請をされる方

令和2年1月2日以降に横浜市内に転入された保護者の方は、「令和2年度 住民税課税（非課税）証明書」の提出が必要です（利用案内P17参照）。（令和2年1月1日時点の住所地の市町村で発行）

◆令和3年9月～令和4年3月入所の申請をされる方

令和3年1月2日以降に横浜市内に転入された保護者の方は、「令和3年度 住民税課税（非課税）証明書」の提出が必要です（利用案内P17参照）。（令和3年1月1日時点の住所地の市町村で発行）

※平成31年（令和元年）中及び令和2年中に海外での収入がある方は、状況により必要書類が異なりますので、必ず区役所にご確認ください。

#### ②認可保育所、認定こども園（保育所部分）以外の有償保育施設の在園証明書または契約書

※一時保育の方は不要です。

#### ③保育士証の写しおよび誓約書兼証明書

保育士資格を有する保護者が市内の認可（乳児認可含む。）保育所、認定こども園、横浜保育室、小規模・家庭的保育事業で保育業務に従事または内定している場合。※派遣職員は除きます。

#### ④きょうだい児多子軽減届出書および在籍等証明書

就学前のきょうだい児が、横浜保育室、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業に在籍していて、利用料の多子軽減を申請する場合。